

# 見守り 新鮮情報

第186号

**雑誌の広告**を見て9千円の**開運ブレスレット**を購入した。後日その業者から電話があり、「名前を書いてこちらに送れば**霊能者**が運勢をみる」と言われた。試しに送ってみたところ、「**先祖の供養**をしたほうがよい。しないと親や子どもに**災いが降りかかる**」などと言われ、**洗脳**され

たようになって**50万円**振り込んでしまった。

その後も**祈とう**が必要だと言われ、**300万円**振り込むように要求された。

「誰かに言うと、その人にも災いが起こるので話してはいけない」と言われているが、あまりに**高額な請求**におかしいのではないかと思い始めた。(60歳代 女性)



## 「災いが起こる」 と言われて不安になって… 開運商法のトラブル!

### ひとこと助言

気をつけてね



見守るくん

- 雑誌広告などを見て開運グッズを購入したことをきっかけに、祈とうサービスなど関連商品の契約をさせられるトラブルの相談が依然として寄せられています。
- 事例の他にも、「あなたの邪気が強すぎて偉いお坊さんに祈とうしてもらふ必要がある」「おはらいをすれば大金が手に入る」などと言われて高額な料金を支払ってしまったケースもあります。
- お金を多く払うことで運が開けたり幸せになったりするわけではないことを理解し、不安をあおるようなことを言われてもきっぱり断りましょう。
- 電話で勧誘されて契約した祈とうサービスや商品などについては、クーリング・オフ等ができることがあります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。